

大阪地方最低賃金審議会総会

第328回本審議会議事録

1 日 時

平成30年8月21日（火）10時00分～10時35分

2 場 所

大阪合同庁舎第2号館 5階 共用会議室C

3 出席者

（公益代表委員）

飯島委員、服部委員、深井委員、水島委員

（労働者代表委員）

井尻委員、太田委員、上山委員、北畑委員、佐村委員、福西委員

（使用者代表委員）

中野委員、平岡委員、横田委員、吉田（博）委員、吉田（豊）委員

（事務局）

井上労働局長、小島労働基準部長、安富賃金課長、佐渡主任賃金指導官、小松賃金指導官、
青木賃金指導官、寺戸最低賃金係長

4 審議事項

大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出について

(開会 10時00分)

佐渡主任賃金指導官

ただいまから大阪府最低賃金審議会第328回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員4名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員5名、計15名の委員のご出席によりまして、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについてご報告申し上げます。

なお、公益を代表する表田委員、立見委員、使用者を代表する古谷委員は、本日、所用のためご欠席でございます。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

服部会長

皆様、おはようございます。

それでは、議事の大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出についてに入ります。

事務局から説明をいただきます。

安富賃金課長

それでは、異議申出の内容につきまして、事務局から説明をさせていただきます。

本年8月2日、平成30年度大阪府最低賃金についての答申に対する意見提出の公示を行いましたところ、関係労働者から207件、関係使用者から1件の異議申出書が大阪労働局長宛てに提出をされております。

異議申出書の原本は、全て公益委員の後ろのテーブルに置いてございます。

それでは、初めに関係労働者から提出されました異議申出についてご紹介をさせていただきます。

本年8月17日、全大阪労働組合総連合を初めとする関係労働組合から異議申出書が提出されております。

時間の関係上、全てをご紹介することはできませんので、主な事項について紹介をさせていただきますと思います。

資料1-1でございます。全大阪労働組合総連合からの異議申立書をご覧ください。主要事項としましては、3点でございます。

1点目が、最低賃金額は月額・日額表示も行うこととし、大阪府最低賃金を時間額1,500円、日額1万2,000円、月額24万円に引き上げること。

2点目、全国一律最低賃金制度を確立し、当面、金額は時間額1,000円、日額8,000円、月額16万円とすること。

3点目、審議会、専門部会を公開で開催し、再調査と審議を行うことという内容になっております。

異議申出に至った主な理由としましては、平成29年国民生活基礎調査結果では、所得が年額100万円以上200万円未満の層は12.3%を占めており、生活意識で見ても、苦しいという割合が55.8%となっており、働く貧困層の拡大は深刻となっている。

大阪労連は、これまでも生計費に基づく議論を重視するよう要請してきた。今回の意見陳述では、

自らの最低賃金での生活体験に基づいた意見を主張し、8時間働けば誰もが安心して普通に暮らせる社会を目指すには最低賃金の抜本的な引き上げが必要だと主張した。

全大阪消費者団体連絡会は、家計の消費は縮小し続けていると主張し、貧困と格差を解消し、景気を回復させるには、勤労者世帯の収入の増加策は欠かせず、その最も効果的な施策は最低賃金を引き上げることであるとの意見書を提出した。

貧困と格差が拡大する大阪で、ワーキングプアをなくし、貧困の連鎖を断ち切るためにも、最低賃金の大幅な引き上げが必要である。答申された時間額936円では、月150時間、年間1,800時間相当働いても、月額14万9,760円、年額179万7,120円、ワーキングプアの水準とされる年収200万円には遠く及ばない金額であり、最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」等につながらない。

株式会社アイデムが行った調査では、昨年度の地域別最低賃金の改定により影響を受けるパート・アルバイトの割合は、大阪府が最も高く、48%となっており、大阪では最低賃金の引き上げが直接的に賃金の底上げにつながっている。公務職場でも936円に引き上げられたことによる影響は、大阪府を含む44自治体中42自治体となっている。このように、低賃金労働者を救済するための制度が低賃金労働者を生み出す結果になっている実態に正面から向き合うことを強く求める。

中小企業の賃上げを支援するための施策として業務改善助成金やキャリアアップ助成金などの制度が拡充されたが、中小企業や小規模事業者からは、ハードルが高い、生産性向上を証明できないなど、まだまだ窓口が狭く、敷居も高いという声も出ている。最低賃金の引き上げが円滑に実施できるような使いやすい具体的な支援策を拡充させ、最低賃金の引き上げに向けた経営環境整備を行うべきである。

2010年の雇用戦略対話で、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指すといった内容の政労使合意が行われている。早急に時間給1,000円に近づけるべく、再調査と審議を求める、と述べられております。

続きまして、資料1-2、大阪自治体労働組合総連合からの異議申出書には、大阪府内で働く非正規労働者は152万人で、全労働者の41%を占めている。世帯主として家計を支える非正規労働者もふえ、ダブルワーク、トリプルワークをしなければ生活ができない実態もある。このような中、大阪地方最低賃金審議会が答申を行った目安どおりの936円の最低賃金額では、ワーキングプアの200万円にも及ばない。これでは、最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」等にはつながらない。また、専門部会が公開されていないため、審議内容が不透明で、答申内容に至った理由がわからない。

大阪地方最低賃金審議会では、これらの実情を踏まえて、普通に働いて普通に生活できる最低賃金額は幾らなのかなど、生計費に基づいた水準での審議をすべきであり、全ての府民に関係する内容なので、専門部会においても公開されることを求める、との意見が申し述べられております。

また、その他では、現場の声を聞いてほしい、地域間格差をなくしてほしい、貧困から子供を守るため最低賃金の引き上げをお願いするといった申出もございましたので、あわせてご報告を申し上げます。

続きまして、関係使用者からの異議申出についてご紹介いたします。

資料1-3をご覧ください。

8月16日でございますけれども、一般社団法人大阪タクシー協会から異議申出書が提出されてお

ります。

異議申出の趣旨は、大阪府最低賃金額は平成19年度から12年連続の大幅引き上げであり、これは最低賃金法第9条で規定する「事業の賃金支払能力」を全く無視したものであり、今回の引き上げは政府の成長戦略に基づく改定内容で、中小企業の経営実態を全く顧みないものである。

賃金の引き上げが実現され、経済が発展して、府民生活がより豊かになることは強く願望するものであるが、賃金引き上げは、生産性が向上し、事業の賃金支払い能力に余力が生じて初めて可能となるものである。

タクシー乗務員は、事業場外での労働であることから、労働時間の把握が難しく、拘束時間と実労働時間に乖離が見られるため、実労働時間に見合った最低賃金の適用を図るべきである。

現在、タクシー業界では、改正タクシー適正化・活性化特措法により、さらなる労働条件改善に努力しており、大幅な最低賃金の引き上げは、これまでの成果が水泡に帰することにつながりかねない。このため、答申された大幅な最低賃金の引き上げ額については再考をお願いする、というものでございます。

関係使用者からの異議申出は以上でございます。

それでは、ただいまからこれらの異議申出につきまして諮問をさせていただきます。

それでは、会長、局長、中央のほうにお願いいたします。

(局長から諮問文を会長に手交する。)

(事務局は、諮問文(写)を各委員に配付する。)

青木指導官

それでは、お配りしております諮問文の写しを読み上げます。

大労発基0821第1号

平成30年8月21日

大阪府最低賃金審議会 会長 服部良子殿

大阪労働局長 井上 真

大阪府最低賃金の改正決定に関する大阪府最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について
(諮問)

本年8月2日付けで答申のあった大阪府最低賃金の改正決定に関する意見について、最低賃金法第11条第2項による異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

服部会長

それでは、ただいま異議申出の取り扱いについての諮問を受けましたので、審議に入ります。

本件をどのように取り扱うべきかのご意見をお伺いしたいと思います。

まず、労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

井尻委員

労働側といたしましては、先ほど関係労働者からの異議申出ということで、2件ご説明がございましたけれども、絶対額の水準は別にして、思いは一緒であります。誰もが生活できる水準、連合大阪

としてはリビングウェッジの水準1, 000円ということを早急に到達したいという思いは同じだと思っております。

その中で、ですけれども、今回の審議に当たって、大阪府域で27.8万人、影響率として19.3%の方々の全体の底上げが図れたこと、そして2点目に、過去最高の引き上げ額の27円を確保できたということ、そして3点目には、先ほどもありましたけれども、中小企業への支援施策や公正取引の観点、支援施策の手続等の簡素化というような観点のことも十分議論できたのではないかな、と思っております。

先ほどからも申し上げましたように、先進国に比べて、まだまだ低いということや、働き方改革関連法案の中で非正規労働者への処遇改善が柱になっていると、さまざまな観点から審議を進めてきたつもりでございます。限られた時間ということもございますけれども、その中で、労使で一致することはできませんでしたが、我々として一定の評価ができる内容だということで、公益に一任するという形になりました。異議申出がございましたけれども、答申どおりでいいのではないかと考えております。

服部会長

ありがとうございます。

次に、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

平岡委員

使用者といたしましても、金額改正の額につきましては、三要素を基本として慎重に審議を重ねてきた結果だと考えておりますので、8月2日答申どおりということで考えております。

なお、異議申出のご意見を聞かせていただきまして、特に大きな影響が考えられます中小企業や小規模事業者等に対しましては、生産性向上等の支援策の実効性を高めていくことが必要なことを再認識いたしました。これに関しましては本年も答申文の附帯事項として幾つかの対応策を盛り込んでいただきました。引き続き、これらの着実な実行と検証などのPDCAが重要だと考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

服部会長

ありがとうございます。

次に、公益を代表する委員、いかがでしょうか。

水島委員

先ほど事務局から異議申出書の内容についてご説明いただきました。労働者側からは、非正規労働者は全労働者の約4割で、世帯主として家計を支える非正規労働者も増える中、時間額936円では、月150時間働いたとしても、ワーキングプアの水準とされる年収200万円にも及ばないということから、時間額1,500円以上を目指すため、時間額1,000円に近づけるよう再調査と審議を求めるとの申出がなされました。一方で、使用者側からは、大幅な最低賃金引き上げは事業の賃金支払い能力を無視したものであるとして、引き上げ額について再考を求める申出がなされております。

今年の審議では、関係労使等からいただいたご意見、ご要請を念頭に置き、パートタイム労働者、とりわけ女性労働者や若年労働者の賃金水準引き上げに配慮し調査・審議を行い、答申にも反映しました。また、中小企業、小規模事業者の厳しい実態も踏まえ、答申文には昨年に引き続き支援策の拡充や利活用の促進など、具体的な措置を求める内容も盛り込みました。

ご提出のありました異議申出の内容は、対応を含めて、当初から審議してまいりましたこと、また、ただいまの労働者側委員、使用者側委員のご意見を踏まえますと、公益の立場といたしましても、本年8月2日付の答申どおりの決定が適当であるというふうに考えます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいま水島会長代理から、本年8月2日付答申どおり決定することが適当であるとの旨の答申でよろしいのではないかという意見が出されました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、労働者を代表する委員並びに使用者を代表する委員より異議なしというお声を頂戴いたしましたので、先日の答申どおりで進めたいと存じます。

それでは、事務局は答申文案の準備をお願いいたします。準備ができるまで、しばらくお待ちください。

(事務局は、答申文(案)を各委員に配付する。)

服部会長

ただいまお手元に配られましたのが答申の文案です。事務局で読み上げていただきます。

青木指導官

それでは、読み上げます。

平成30年8月21日

大阪労働局長 井上 真殿

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

当審議会は、本年8月21日付けをもって貴職から諮問のあった、同年8月2日付けの大阪府最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

本年8月2日付け答申どおり決定することが適当である。

服部会長

ありがとうございます。
ただいまの内容でご異議ございませんでしょうか。

(異 議 な し)

服部会長

ありがとうございます。
それでは、局長に答申を行います。

(会長から答申文を局長に手交する。)

服部会長

それでは、事務局から、ほかに何かございますでしょうか。

佐渡主任賃金指導官

では、今後の日程についてご説明させていただきます。

ただいまご審議をいただきました大阪府最低賃金でございますが、今後、官報の手続を経まして、10月1日の発効の予定となっております。

そして、昨日から特定最低賃金7業種の審議に入っております。10月上旬をめどに、改正決定の必要性及び金額について専門部会で審議が行われる予定となっております。

こちらの専門部会におきまして全会一致で議決された場合は、7月4日の第325回総会でご承認いただきました専門部会の審議に関する了解事項のとおり、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、専門部会の決議をもって審議会の決議となるため、審議会開催は省略となります。

一方、全会一致での議決に至らない場合は、同じく専門部会の審議に関する了解事項のとおり、審議会へ報告あるいは採決となるため、総会の開催が必要となります。総会の開催が必要となった場合には、委員の皆様へ開催通知をご案内いたします。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。
ただいまの事務局のご説明について、何かご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。
それでは、ご質問ないようでございますので、そのほか何かございませんでしょうか。
労働者を代表する委員、何か。よろしいですか。

(な し)

服部会長

使用者を代表する委員、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

それでは、以上で本日の審議は全て終了いたしました。

なお、議事録の署名につきましては、私のほか、労働者を代表する委員は井尻委員に、使用者を代表する委員は平岡委員をお願いをいたしたいと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれをもちまして閉会といたします。

委員の皆様、ありがとうございました。

(閉会 10時35分)